

境港市地区体育館利用団体の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市地区体育館条例（平成3年3月20日条例第10号）に定める境港市地区体育館を安全で効率的に利用するため、地区体育館を利用する団体の登録(以下「団体登録」という。)に関する事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 団体登録できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、境港市体育協会の加盟団体は協会への登録をもって団体登録したものとみなす。

- (1) 市内に在住又は在勤する者が3人以上で構成される団体
- (2) 月1回以上の定期的なスポーツ活動を行う団体

(団体登録)

第3条 団体登録を希望する団体は、境港市地区体育館団体登録届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前条各号の規定を満たしたときは、当該届出をした団体に対して境港市地区体育館利用団体登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

3 団体登録の期間は、登録の日からその日を含む年度末までとする。

(登録の変更)

第4条 団体登録した団体(以下「登録団体」という。)が、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の事項を記載した届出書と既に交付を受けた登録証を添えて教育委員会に提出し、再度、団体登録しなければならない。

(登録の更新)

第5条 登録団体が、継続して登録を希望する場合は、年度当初に届出書と既に交付を受けた登録証を添えて教育委員会に提出し、団体登録しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 登録団体が、次に各号のいずれかに該当した場合は、教育委員会は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽による届出又は不正な手段で登録を受けたとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段で体育施設を利用したとき。
- (4) 登録団体より取消しの申出があったとき。

2 前項第4号により取消しの申出を行う場合は、境港市地区体育館利用団体登録取消申出書(様式第3号)に既に交付を受けた登録証を添えて教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項第1号から第3号に該当することが発覚した場合、又は同項第4号により申し出があった場合は、教育委員会は、団体登録を取消し、その団体に対して境港市地区体育館利用団体登録取消通知書(様式第4号)を交付するものとする。

4 教育委員会は、登録団体が前項の取り消しにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、体育施設及び開放施設利用団体の登録について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日より施行する。